

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当随意契約の令和 6 年度分の事前公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当随意契約について、浅川清流環境組合契約事務規則第 22 条第 1 号の規定により次のとおり公表します。

No.	契約の件名	契約に関する事務を 所管する組織の名称	契約に係る業務の概要	契約を履行する場所	契約を締結する予定 の日	契約の相手方 の決定方法	契約の選定基準
1	広報紙配布業務委託	総務課	浅川清流環境組合広報紙の配布業務	日野市全域	令和 6 年 7 月 1 日	1 者随意契約	<p>契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する場合の随意契約の手續として、浅川清流環境組合契約事務規則第 22 条第 1 号に定める契約の選定基準は次に掲げる条項に該当するものとする。</p> <p>(1) 定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的な就業を提供できるもの又はその他の軽易な業務に係るもの</p> <p>(2) 地域社会の日常生活に密着したものであって、一般の職業安定機関での職業紹介には馴染まないもの</p> <p>(3) 常用雇用、日雇、パートタイム等により労働者等が雇用又は就業される場を侵食したり、労働条件等の低下を引き起こすおそれのないもの</p>
2	広報紙配布業務委託	総務課	浅川清流環境組合広報紙の配布業務	国分寺市日吉町一丁目及び南町三丁目 1 番～17 番を除く国分寺市全域	令和 6 年 7 月 1 日	1 者随意契約	
3	広報紙配布業務委託	総務課	浅川清流環境組合広報紙の配布業務	国分寺市日吉町一丁目及び南町三丁目 1 番～17 番	令和 6 年 7 月 1 日	1 者随意契約	
4	広報紙配布業務委託	総務課	浅川清流環境組合広報紙の配布業務	小金井市全域	令和 6 年 7 月 1 日	1 者随意契約	